

南鯨城会（こなみ会） 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は名古屋市高年大学南鯨城会（別称こなみ会、以下本会という）と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は会長宅に置く。

(会員構成)

第3条 本会は名古屋市高年大学鯨城学園の卒業生で、南区内に在住する名古屋市高年大学鯨城会の会員をもって構成する。但し、入会後に転居の場合はこの限りではない。

(会員)

第4条 前条に該当する者を対象とし、入会金及び年会費の納入者を会員とする。但し、役員会の承認により前条によらず名誉会員を置くことができる。

(目的)

第5条 本会は鯨城学園の主旨に則り、地域社会への貢献、奉仕活動の実践並びに会員相互の親睦を目的とする。

(事業)

第6条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、研修会、自主学習、各種見学、奉仕活動
- 2、懇親会、会員の親睦と健康保持の事業
- 3、その他目的達成のための事業

第2章 役員

(役員と任務)

第7条 本会の役員と任務は次のとおりとする。

- 1、会長 1名 本会を代表し、会務を統括するとともに鯨城会代議員の任務に当る。
- 2、副会長 2名以内 会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
- 3、総務・書記 若干名 役員会の設営、定例会レジュメ制作と議事録作成および会員への開示。他の部門に属しない会務を行う。
- 4、行事 若干名 会の行う諸行事を担当する。
- 5、会計 若干名 会員の会費管理 会費の予算案の作成 収入支出の管理 会計報告など
- 6、広報 若干名 会誌の発行に関する業務全般を行う。
- 7、ブロック長 5名 学区幹事との連絡調整を行うとともに行事担当を兼務する。
- 8、学区幹事 16名 学区の会員との連絡調整を行うとともに行事等にも協力する。
- 9、社会奉仕担当 若干名 ボランティアに関する関係部門との連絡調整及び実施上の助言等を行う。
- 10、同好会担当 各1名 同好会全般に関する会員との連絡調整及び指導、普及を行う。
- 11、鯨城会幹事 1名 鯨城会の業務分担し、本会との連絡調整を行う。
ただし、2名を限度に増員することができる。
- 12、会計監査 2名以内 本会の会計事務を監査する。

(役員を選出) スムーズな職務引継ぎのため令和7年度より委員長・副委員長制度を採用

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1、会長、副会長、総務・書記、行事、社会奉仕、会計、広報、ブロック長 鯨城会幹事、会計監査、同好会担当は役員会で選出し、総会において承認をうける。
- 2、学区幹事はブロック長の推薦により、役員会において委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。但し、鯨城会幹事の任期は2年とし、毎年度各1名を選出し、再任を認めない。

(顧問)

第10条 本会は必要により顧問を置くことができる。顧問は役員会において委嘱し、その任期は1年とする。

第3章 会議

(総会・役員会)

第11条 本会の会議は総会、役員会とする。

- 1、総会は年1回とし、必要に応じ臨時総会を開催する。総会は会長が招集し年度当初に開催する。
- 2、役員会は会長が招集し、年間数回開催する。
- 3、議案は第18条による場合を除き、出席者の過半数の同意をもって成立する。

第4章 会計

(運営経費)

第12条 本会の運営は入会金、年会費、助成金、寄付金、臨時会費、雑収入をもって行う。納入した入会金、会費等は返金しない。

(入会金、年会費)

第13条 会員は入会金2,000円、年会費1,500円(本部納付金300円を含む)を納入する。但し、夫婦会員については年会費を2名で2,500円とする。

(納入時期)

第14条 入会金の納入時期は入会のとおりとし、年会費の納入時期は年度前の3月または入会のとおりとする。

(再入学生の扱い)

第15条 再入学生については鯨城会の規約に準ずる。

(会計報告)

第16条 本会の会計報告は総会において行う。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 その他

(会則の改正)

第18条 本会の会則改正は総会において出席者の3分の2以上の同意をもって行う。この会則に定めのない事項は、役員会において定める。

(情報の報告)

第19条 会員は本会の活動に有益な情報を得た場合、すみやかに事務局に報告するものとする、(事故、変更事項などの報告)

第20条 会員は住所、電話番号などの変更、及び事故あるときは、本人又は家族などからすみやかに事務局に報告するものとする。

○会則の制定 平成2年6月9日

○会則の改正 平成8年4月15日 平成11年4月8日 平成12年4月6日 平成14年4月11日
平成19年4月12日 平成20年4月16日 平成22年4月14日 平成23年4月13日
平成24年4月23日 平成29年4月13日 平成31年4月17日 令和4年4月16日
令和8年4月18日